

集約と連携のまちづくりを進めーる便 Vol.50

【配信 50 号にあたってのご挨拶】 茨城県土木部都市局都市計画課長 荷見 信之

「進めーる便」をご覧ください、誠にありがとうございます。

皆様のまちづくり推進の一助となるべく、最新の国の動きや県内のまちづくり状況等の情報発信をしてきた進めーる便も、平成 27 年 6 月の第 1 号の配信から、おかげさまで今回で 50 号を迎えることができました。

近年、人口減少や高齢化、拡散した市街地など、都市を取り巻く環境の変化に対し、コンパクト・プラス・ネットワークの取り組みが全国で進められています。その施策の一つでもある立地適正化計画は、600 を超える自治体において策定が進められ、国も様々な支援事業の拡充を進めております。

県内では、市町村の皆様のご努力により、現在 29 の市町村において立地適正化計画が策定され、2 市町村において策定作業が進められています。

立地適正化計画は、従来の都市計画による土地利用規制に加えて、医療・福祉・商業・住宅といった民間施設の立地に対し、将来の都市像を明示して、財政・金融・税制等の経済的インセンティブを用いて、コンパクトシティに向けて誘導を図ろうとするものです。

また、立地適正化計画を策定すれば、都市構造再編集中支援事業の実施も可能となるなど、市町村におけるまちづくりを大きく進めることが可能となります。

本県としましては、市町村の皆様が立地適正化計画の策定や防災指針の検討、まちづくりに関する事業・各種施策等に積極的にお取り組みいただけますよう、引き続き尽力してまいります。

今後とも、集約と連携のまちづくりを進めるため、市町村の皆様のお役に立てる情報を続々と配信してまいります。今後の進めーる便にご期待願います。

国の制度改正等について情報提供させていただきます。

§ 1 立地適正化計画について

■県では、「集約と連携のまちづくり」を進めています。

・県都市計画課では、持続可能な「集約と連携のまちづくり」を進めていくため、改正都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画の作成などの市町村の取組を支援しています。

・「立地適正化計画」に基づく事業に対しては、国による総合的・集中的な支援を行う「都市構造再編集集中支援事業」を活用することができます。

・立地適正化計画策定の有無に関わらず、計画づくりやまちづくりに関する事業・各種施策などについて、質問・お悩み等ありましたら、お気軽にご相談ください。

■ <情報提供>

・銚田市及び茨城町が立地適正化計画を策定し、公表されました。

両市とも、多くの課題があるなかで立地適正化計画をまとめていますので、未策定市町村においては、策定に向けて参考になると思われます。

○銚田市が立地適正化計画を令和4年3月31日に公表しました。

⇒ <https://www.city.hokota.lg.jp/page/page004713.html>

都市計画上、産業系用途地域を除くと銚田市街地のみが用途地域となっておりますが、旧町村の中心市街地や庁舎周辺にも生活拠点形成されているため、『銚田市街地への都市機能等の誘導を図るとともに、周辺拠点についても地区計画等の活用により、拠点機能の充実に取り組み』という考え方にに基づき策定されています。

○茨城町が立地適正化計画を令和4年3月31日に公表しました。

⇒ <https://www.town.ibaraki.lg.jp/gyousei/news/division4/toshikenseibi/002195.html>

町役場周辺が浸水エリアとなっており、エリア内には公共公益施設が集積しております。そのため防災指針では、災害リスクの低減に向けて、国や県と連携した河川整備や、町民が災害リスクを認識し適切な対策を講じるための支援など、ハード・ソフト両面での対策を定めております。

県内立地適正化計画策定状況について<令和4年3月31日時点>

・公表済（29市町村）

水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、（常総市）、常陸太田市、高萩市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、（ひたちなか市）、守谷市、常陸大宮市、（那珂市）、坂東市、かすみがうら市、（銚田市）、つくばみらい市、小美玉市、（茨城町）、大洗町、城里町、東海村、阿見町、境町 ※（）の市町村は防災指針を策定しています。

・作成中（2市町）

結城市、神栖市

■＜事務連絡＞

・国の集約都市形成支援事業（コンパクトシティ形成支援事業：立地適正化計画等の策定支援）の次年度概算要望は、例年6月頃行われます。

・県都市計画課では、立地適正化計画の策定及び見直し等を検討している市町村に対し、ヒアリングを予定しております。詳細につきましては改めてご連絡いたします。

・集約都市形成支援事業費補助金交付要綱の改正について（令和4年4月1日）

令和4年4月6日にメールにて送付させていただいておりますが、補助金交付の対象に、防災指針の策定に関する文言が追記されました。

「防災指針を策定する場合は、災害リスクを踏まえた居住人口等、定量的な目標値を記載すること。」

『防災指針の策定についても補助対象となったため、防災指針をまだ策定していない市町村につきましては、当補助金を活用し、おおむね5年ごとの立地適正化計画の見直し等に併せて、防災指針の策定をご検討ください。』

§2 ウォーカブルなまちづくりについて

・ウォーカブルポータルサイトをオープン

多様な人々が集い、交流する「居心地が良く歩きたくなる」ウォーカブルなまちなかづくりに向けた取組が、全国各地域で進められている中、国土交通省が、取組のより一層の推進のため、ウォーカブルポータルサイトをオープンしました。

制度や事例集、ガイドライン等のとりまとめに加え、自治体担当者の声を紹介するページもあります。

＜詳細はこちら＞

⇒ <https://www.mlit.go.jp/toshi/walkable/index.html>

・「居心地が良く歩きたくなる」まちなか創出に向けた道路空間利活用に関するガイドライン」を公表

国土交通省がパブリック空間を代表する道路空間の利活用手法をとりまとめたガイドラインを策定されました。

＜詳細はこちら＞

⇒ https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_gairo_tk_000099.html